

1 基本的な考え方

(1) 背景

近年、県民ニーズが拡大・多様化し、それに伴い行政サービスの需要も拡大・多様化している。一方で、民間の技術水準の向上やサービス分野の多様化・高度化がめざましく進んでいる。

県としても、県が提供する行政サービスについて、民間のノウハウを活用し、民間に委ねることのできるものは民間に委ねることにより、県民ニーズに柔軟に対応できる適切な行政サービスの提供を行うとともに、厳しい財政状況を踏まえて、限られた財源と人材の有効活用を図る必要が生じている。

(2) 外部委託の基本原則

このような背景を踏まえ、県実施業務の外部委託を進める基本原則を次のとおり定める。

< 外部委託の基本原則 >

県が提供する行政サービス水準を確保の上、外部委託により効率的な執行や経費の削減が可能な事業については、公平性や公益性、行政と民間との適切な役割分担を考慮し、可能なものから順次外部委託を進めていく。

2 県実施事業の外部委託の検討の視点

(1) 県が実施すべき必然性の検討

国・市町村・民間・県民との適切な役割分担からみて、県が直接実施すべき事業か、根本から見直し、県が直接実施しなければならない法令等の根拠がある事業、政策立案や公の意思形成に直接関わる業務、許認可等の公権力の行使に当たるもの等以外は、外部委託を検討する。

(2) 委託目的の明確化

県民サービスの向上・コスト削減・民間の専門的な技術知識の効率的な活用・NPO等との協働の推進等、どのような効果を目指して委託を行うのか、可能な限り具体的に明確にする。

(3) 財源・人材の有効活用

外部委託に当たっては、現在及び今後の政策展開を展望して、限られた財源や人材の有効活用の観点から、当該行政サービスが外部委託に適するか検討するものとする。

(4) サービスの質と効率性・経費削減のバランス

行政サービスについて、業務の効率性や県民サービス水準の確保等に留意した上で、県が直接実施・提供する場合と外部委託する場合のコストを人件費等も含め比較し、費用対効果を把握する。

- (5) 中長期的視点の確保
県民サービスの水準の確保が図られるよう、中長期的視点も踏まえて委託内容及び委託手法等の比較検討を行うこととする。
- (6) 個人情報の保護等の機密保持
委託の検討に当たっては、個人情報の保護等の機密保持、危機管理への十分な対応等、県として適正な事業執行の確保に留意するものとする。

3 県業務の外部委託に適すると考えられる事務事業の類型

次の類型のいずれかに該当する県業務については、原則として外部委託を進める方向で見直しを行うものとする。

なお、他の地方公共団体において既に実施されている業務については、本県においても外部委託による効率的・効果的な執行が期待できることから、各業務実施主管課室において幅広く情報を収集し、先進事例を参考に外部委託を積極的に検討するものとする。

- (1) 定型的で大量に作業を行う業務
- (2) 特定期間に集中する業務
- (3) 高度に専門的な業務又は技術革新の早い分野に関わる業務
- (4) イベント・研修業務
- (5) 県有施設の管理運営業務
- (6) その他外部委託が適切な業務

4 本指針に基づく外部委託の検討

- (1) 「とちぎ政策マネジメントシステム」における検討
「とちぎ政策マネジメントシステム」の検討の際に、本指針に基づく外部委託の活用可能性を検討する。
改善策の検討を行うものについては、「様式6-2 事前評価調書」の所定欄に検討結果を記載する。
- (2) 「とちぎ政策マネジメントシステム」の対象外の事業に関する検討
(1)の検討の対象とならない業務についても、県民サービスの水準を維持しながら適正かつ効率的な業務実施を図る観点から、本指針に基づき、毎年予算要求の際に見直しを実施する。
- (3) その他
総務部長は、特に必要と認める際には、特定の業務に関して本指針に基づく外部委託の検討を指示することができる。

5 施行日

本指針は、平成14年4月1日から施行する。

本指針は、平成16年4月1日から施行する。